

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱

第一 労働安全衛生法の一部改正

一 事業者の行うべき調査等

- (一) 事業者は、建設物、設備、作業等の危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。ただし、危険性又は有害性等のある化学物質等に係る調査以外の調査については、製造業等の業種に属する事業者に限るものとする。

- (二) 厚生労働大臣は、(一)の措置に関して、必要な指針を公表するものとする。

- (三) 厚生労働大臣は、(二)の指針に従い、事業者に指導、援助等を行うことができるものとする。

二 製造業等の元方事業者等の講ずべき措置

- (一) 製造業等の事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整その他必要な措置を講じなければならないものとする。

- (二) 分割発注のため(一)の措置を講ずべき者が二以上あるときは、発注者等は、(一)の措置を講ずべき者と

して一人を指名しなければならないものとする。

三 化学物質等を製造し、又は取り扱う設備の改造等の仕事の注文者の講ずべき措置

化学物質等を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造等の仕事の注文者であつて厚生労働省令で定めるものは、当該物について労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないものとする。

四 化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善

(一) 危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して容器又は包装に名称等を表示しなければならない物に追加するとともに、容器又は包装に表示しなければならない事項として、当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるものを追加等すること。

(二) 危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して相手方にその名称等を文書の交付等の方法により通知しなければならない物に追加すること。

五 健康診断実施後の措置等